

平成 23 年度 第 25 回及び第 26 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 12 月 10 日（土） 2 時 47 分～ 3 時 07 分

場 所：財務省本庁舎 3 F 記者会見室

○記者

まず、実務の責任者として、この改正をまとめてこられたということで、この改正を振り返ってどのような御感想をお持ちかということと、どういう税制になったかという御感想を伺えればと思います。

○五十嵐財務副大臣

昨年、大変張り切って、多岐にわたる改正項目を立てて法案を提出したわけですが、一部しか成立しませんでした。したがって、その後始末をどうするかということも含めて、今年は少し例年とは違う改正作業になったと思いますが、その中で心がけたことは、やはり経済の立て直し、新成長戦略に沿った新しい日本の成長に資する税制にしようということを中心にまいりました。

それから、この間、数次の税制改正大綱で、あるべき税制の方向性というものを示しておりましたので、それをその路線に沿った改正を、納税環境整備等を進めていこうという意識を持って取り組んだと思います。

それで、一定の前進はしていると思いますが、とにかく昨年提出した法案が一部しか成立しなかったということで、その後の取扱いに苦慮したことも事実でございまして、今回は特に積み残し事項の仕分けをさせていただいて、残念ながら与野党折衝の状況、今の国会状況から見て、先送りをしなければいけないものも出てきたということが残念だと思いますが、短期の間に皆様の御協力、与党の協力もいただいで、どうか前進を図れる内容にまとめられたと思っております。

ただ、沖縄関連税制については、もう御承知のとおりでございまして、予算と一緒に解決を図るということで、先送りといいますか、ペンディングにさせていただいております。予算編成と同時決着を図りたいと思っております。

○記者

全体としては、増減収というのは税目ごと等では出されておられますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは、実は正確な計算がまだできておりません。といいますのは、積み残しがあったために、施行期日がばらばらになったり、細部の手直しも必要になったりして、結構複雑な計算になっておりまして、残念ながらすぐに出ないという状況であります。これまでの慣習に従って、一応、目安は立てております。その結果、全体としてペイ・アズ・ユー・ゴーの原則が維持できると思っております。

ただし、税だけで可能かどうかはよく見てみないとわかりません。つまり、予算の恒久的な削減のようなものも含めてということであれば確実にこれはペイ・アズ・ユ

一・ゴーができると思いますが、今のところ精査をしてみないとわかりません。

○記者

そうすると、基本的には税収中立に近い形ではあると御覧になっておられるということですか。

○五十嵐財務副大臣

そう思っております。

○記者

それでは、最後に、今日の一連の車体課税に関するやりとりに象徴されるように、党側との調整で今後課題のようなものが見えたかどうか。一体改革の議論がこれから始まりますけれども、今、お感じになっているところがあればお伺いできますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

党側におかれても熱心な御討議をいただいたと思っておりますが、今の日本の財政状況の緊急性について、やはり少し認識のギャップがあるのかなという感じもいたしました。

ただ、党側の幹部の皆さんは話し合いの中でも、いわゆる新規国債の44兆円枠というものを守る重要性、それから、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を原則として守るという点については必要だという認識で一致をしていただけましたので、幹部の皆さんに関してはそれほど認識ギャップがあるとは思っておりませんが、党全体から見ると、やはり政府の側にいる者とそうでない方々との間で、若い議員さんを中心に少し認識のずれがあるのかなという感想を正直持っております。

○記者

先ほどの税調総会の中でも、重量税の1,500億円の減税部分の代替財源についての御説明がありましたが、再度詳しく、代替財源をどのように求めるのか、御説明いただけますか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、そこは計数整理ができておりません。1,500億円のうち900億円ないし1,000億円程度は、感じだけですけれども、新しい基準の採用、いわゆる絞り込み部分と、それから深掘り部分と、両方あるのですが、新しい基準の採用によって財源が生まれる部分がございます。その財源の部分はまだ精査が済んでいないんですけれども、感じとして一定程度の財源が生じる。

ただ、自動車重量税全体としては減収が立つということは事実だと思います。これは予算も含めて、他の税目も精査してみないとわからないんですが、予算の削減も含めて、これは経済産業省の分野の中でペイ・アズ・ユー・ゴーを守るという調整をさせていただいております。

○記者

再度確認ですが、そうすると 1,500 億円のうち、ざっくりとしたところで分けたら 1,000 億円程度はエコカー減税の絞り込み等で捻出できる見通しではあるということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そうではないかと思えます。まだ精査していませんので、増収部分も減収部分も正確ではありません。

○記者

車体課税で、今回、4次補正でエコカー補助金という制度を固めて盛り込むことが決まりました。これは特に要望にはなかった件ではあるんですが、これを導入する経緯がどのような経緯で決まったのかをお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

補助金の方は、これはセクショナリズムで言うのではないのですが、私の方は税制の担当でございますので、詳しい経緯は存じ上げておりません。ただ、政策判断として、今の状況から見て、日本の主要産業の雇用を守るという観点も加味して、政策的に歳出の方でも手助けをする必要があると大臣が判断されたものと想像いたしております。これは恒久的なものではなくて、あくまでも一時的なものでございます。

○記者

先ほど、党の若い議員の方と財政に対する認識のギャップがあるとおっしゃったわけですがけれども、今後、税と社会保障の一体改革に伴う消費税増税を控えて、より大型の増税ということで、増税反対論、慎重論というものも早くも出ているわけですが、そういうものに対して、今後取りまとめに向けて何か不安というようなお気持ちはないのか、改めて意欲なりをお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

よく議論をすれば私は一致点が見出せると思っております。要するに若い議員さんというのは、選挙には増税は大変なマイナスになるという思いでまず望まれる方が多いのではないかなと思えますけれども、また、経済にマイナスだということでお考えだろうと思えますが、しかし、逆に財政の立て直しというものをしない方が経済にはかえってマイナスではないかという視点があること、あるいは国民の意識が、かつて増税をしたときに増税をした方の与党が敗北をしたという事実と今の状況は違っているという新たな、現在に照らしての観点と、そういうことをきちんと把握をしていただければ考え方がやはり変わってくるのではないかなということをお私としては思っております。よく話し合ったり、また、社会保障の制度の維持・拡充が極めて緊急の要請であるということをお考えいただければ、それは理解していただけるのではないかと、そう思っております。

○記者

確認をさせていただきます。先ほど 1,500 億円のうち 900 億円ないし 1,000 億円程度と

おっしゃっていた部分ですけれども、これはエコカー減税がうまく同じ基準で続いたと考えて、絞り込みによって浮く部分が出る、そういうような考え方でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

今と同じというよりは、要するに新しい基準、厳しい基準に基礎的に変わる。ただ、置き換わりますから、細かいものは資料が渡っているかと思えますけれども、深掘り部分も出てきますので単純に言えないわけですが、今のままがそのまま続いた、平年度化した場合と、新しい基準で平年度化した場合とで、それはそういう意味では財源が生じてくるということです。

○記者

しかし、エコカー減税自体は来春で終わってしまう、期限切れになるというのが前提だったのではなかったんですか。つまり、エコカー減税というものは、来春でもともと期限が切れるという話ではなかったんですか。

○五十嵐財務副大臣

いや、図る場合には現在の状況と比べて図るわけですからね。それはそうだと思うんですよ。

○記者

黄川田副大臣にお伺いしたいんですが、地方税の今回の改革についての評価といたしますか、ポイントについてお聞かせください。

○黄川田総務副大臣

総務省として、地方税を所管する立場として、地域主権改革を推進する、その観点から大綱の取りまとめに関わってきました。しかしながら、車体課税あるいは固定資産税、固定資産税は、本年は評価替えの年であるとか、様々調整困難なところもたくさんありましたけれども、粘り強く交渉しながら、特に福田政務官には大変な御尽力をいただいたのでありますが、ある程度、地方に説明責任ができるような形で収まったのかなと思っておりますけれども、例えば車体課税の見直しの地方への影響なども、五十嵐副大臣がお話のとおり、まだまだ精査中でありまして、いずれ地方に純減収が出ないように全体として努力していかなければいけないと思っております。

一方、先ほどお話ししたとおり、地域主権改革に伴う地方税の特例措置についてということで、その内容を地方自治体が自主的に判断して条例で決定できるという、いわゆる仕組み、我々は「わがまち」特例と言っておりますけれども、その第一歩を踏み出したといえますか、住民自治の確立のためにその一歩を踏み出したということは新しいところかなと思っております。まだまだ大きく提起にはなっていません。固定資産税のところちょっと入れてはいますが、その部分は新しいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

今の自動車重量税の変更に伴う地方税への影響でございますけれども、今の時点での見通しとしては、プラスにもマイナスにもならない。地方については迷惑がかからないという水準と一応見込んでおります。

○記者

全体の税収で、先ほど税だけで見れば少しペイ・アズ・ユー・ゴー原則を守れなかった、まだ精査はできていないということだと思っておりますけれども、大まかな数字でも構いませんので、税だけだとどのぐらいの増減収になるのかというのをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

それがちょっと複雑なんです。ですから、いわゆる積み残し事項をどう見るかというので変わってくるということです。ですから、一概に言えない状況でありますし、精査そのものが済んでいないということでもあります。つまり、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則が税だけで守れないとも言いきれない状況でございます。

いずれにしても、予算のことも含めて、歳出措置も含めてペイ・アズ・ユー・ゴー原則は守れるようにするというところでございます。

[閉会]